

# 譲渡契約書(個人)

譲渡人 (以下甲とする) と、譲受人 (以下乙とする) は、  
甲所有犬に関する譲渡契約 (以下「本契約」とする) を以下の通り締結します。

## 第一条 (譲渡動物について)

甲は乙が本契約書の内容を遵守することを条件に下記の犬の所有権を譲渡します。

- 名前: / 歳/オス・メス/毛色: )
- 混合ワクチン接種 種 ( 年 月 日) ●不妊去勢手術 未・済 ( 年 月 日)
- 狂犬病ワクチン接種 ( 年 月 日) ●畜犬登録 未・済 (No. )
- 寄生虫検査・駆除 未・済 ( 年 月 日) ●マイクロチップ装着 未・済 (No. )
- フィラリア検査 未・済 (陽性・陰性)

## 第二条 (所有権について)

年 月 日から 年 月 日までをトライアル期間とし、期間終了時に双方の合意をもって、甲は乙に正式に犬の所有権を譲渡します。ただし、本契約書記載内容に対しての違反が認められた場合、並びに犬の飼育に不都合な事実の隠蔽があった場合、または本契約書記載の住所、氏名等に虚偽の内容があった場合、その時点で犬の所有権は甲に戻され甲に返還することとします。尚、犬の返還方法については甲乙協議の上、定めるものとします。

## 第三条 (契約期間について)

本契約の期間は、本契約日から犬の死亡又は乙の所有権消滅までとします。

## 第四条 (譲渡の条件について)

- 本契約は無償譲渡であり、本契約における譲渡条件は以下の通りとします。
- 乙及びその家族全員は本契約に同意し、犬の性格・習性を理解し、家族の一員として責任を持って飼育します。
- 犬の飼育が可能な住居にて室内での飼育を行います。屋外に連れ出す際にはリードなどで保持・係留しなくてはなりません。
- 乙が入院・施設入所・死亡などにより飼育継続出来なくなった場合、継続して飼育することを確約できる後継人がいる場合を除いて、原則乙は 70 歳以下であることとします。
- 譲り受けた犬を清潔で適切な環境で飼育し、給餌・給水・散歩などの運動を行い、病気やけがをした際には動物病院にて治療を施すなど、飼い主としての責任を持って終生飼育します。
- 正式譲渡後 14 日以内に犬の登録変更を自治体に届け出ます。
- 狂犬病予防法に定められた 1 年に 1 回の狂犬病予防注射接種、及び適切な時期に感染症予防、フィラリア予防を行います。
- 犬が不妊去勢手術を受けていない状態で譲渡した場合、予め協議した期日までに乙の費用負担の元、不妊去勢手術を施します。(動物の健康状態や年齢により手術できない場合を除く)。※手術実施したことを病院の領収書などにて確認させていただきます。

- 9) 乙は、譲渡後に右記の内容で甲に対し飼育近況報告を行います。( )
- 10) 逃走防止のための管理を怠らず、万一犬が逃走し行方不明になった場合は速やかに甲に連絡をし、警察・保健所・動物愛護センターに届け出ます。
- 11) 犬鑑札・狂犬病予防接種済み票・飼い主の連絡先の分かる迷子札を首輪に装着します。
- 12) 犬の脱走時や、万一経済的理由・健康問題などやむを得ない事情で飼育出来なくなった場合は速やかに甲へ連絡します
- 13) 乙は、犬への動物虐待など本契約書の趣旨に反する行為が認められた場合、または乙にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、甲の要求に従い直ちに犬を返還します。
- 11) 犬が死亡した場合、速やかに甲に連絡をします。
- 12) 住所、連絡先が変更になった場合、速やかに甲に連絡をします。

#### 第五条（費用負担について）

本契約にかかる費用は以下の通りとします。また、費用の支払い方法は現金払いとします。

- 1) トライアル期間中及び正式譲渡後の犬にかかる食費、治療費などを含むすべての費用は乙負担とします。
- 2) 犬の引き渡しにかかった交通費の実費として \_\_\_\_\_ 円を負担いただきます。
- 3) トライアル期間中、継続飼育が困難であるとの理由で犬を甲へ返還したい場合、甲は返還に応じます。その場合、交通費など返還にかかる費用はすべて乙負担とします。
- 4) 正式譲渡後、万一やむなき事情で飼育が困難になった場合、甲は返還に応じます。その場合の交通費など返還にかかる費用はすべて乙負担とします。

#### 第六条（誠実協議事項について）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上で解決するものとします。

#### 第七条（合意管轄について）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第八条（個人情報の取り扱いについて）

甲は、個人情報の漏洩の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

以上、本契約の成立を証するために本契約書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通保有します。

年 月 日

甲

乙

譲渡人氏名

印

譲受人氏名

印

住 所 〒

住 所 〒

連絡先

連絡先